新旧対照表　（別紙８）

【システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第１　基本的な審査方法等 Ⅰ　審査区分選定等 １　審査区分の選定 通関システム（航空システム及び海上システムをいう。以下同じ。）を使用して、輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）が行われた場合には、通関システムにおいて次の処理が行われる。	第１　基本的な審査方法等 Ⅰ　審査区分選定等 １　審査区分の選定 通関システム（航空システム及び海上システムをいう。以下同じ。）を使用して、輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、蔵出輸入申告又は総保出輸入申告（以下「輸入申告等」という。）が行われた場合には、通関システムにおいて次の処理が行われる。
⑴　引取申告（特例申告貨物（関税法第７条の２第２項に規定する特例申告貨物をいう。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われたときは、通関システムにより特例輸入者（同条第１項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。）であるかの判定が行われる。	⑴　引取申告（特例申告貨物（関税法第７条の２第２項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われたときは、通関システムにより特例輸入者（同条第１項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。）であるかの判定が行われる。
⑵　（省略）	⑵　（同左）
２　審査区分の種類 審査区分の種類は、区分１（簡易審査扱）（以下「区分１」という。）、区分２（書類審査扱）（以下「区分２」という。）及び区分３（検査扱）（以下「区分３」という。）の３種類とする。	２　審査区分の種類 審査区分の種類は、区分１（簡易審査扱）（以下「区分１」という。）、区分２（書類審査扱）（以下「区分２」という。）及び区分３（検査扱）（以下「区分３」という。）の３種類とする。
⑴及び⑵　（省略）	⑴及び⑵　（同左）
⑶　区分３ 検査（検査（下記ⅢのＡの１のホに規定する貨物確認及び書類審査を含む。）を要するもの	⑶　区分３ 検査（検査（下記ⅢのＡの１のヘに規定する貨物確認及び書類審査を含む。）を要するもの
Ⅱ　（省略）	Ⅱ　（同左）
Ⅲ　受付管理事務 Ａ　海上システムを使用した輸入申告等 １　区分２又は区分３として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。	Ⅲ　受付管理事務 Ａ　海上システムを使用した輸入申告等 １　区分２又は区分３として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 なお、統括監視官（検査担当の統括監視官。以下同じ。）が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を

新旧対照表

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	行い、最終的には統括監視官（下記のへに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなるので留意する。
イ～ハ　（省略）	イ～ハ　（同左）
ニ　審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（検査担当の統括監視官（統括監視官が置かれていない場合には検査を担当する部門。以下同じ。）との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示	ニ　審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（統括監視官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示
	ホ　区分３として選定された輸入申告等（上記ニにより、区分３に変更されたものを含む。）に係る貨物について、監視部（署所にあっては検査担当部門。以下同じ。）による検査（下記へに規定する貨物確認以外の輸入申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。）の対象となる貨物の一次選定（統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。）及び監視部への通報
ホ　貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うため、輸入申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。）の要否の決定	へ　（同左）
へ　審査（貨物確認）ポイントの指示	ト　（同左）
ト　審査担当者の決定	チ　（同左）
チ　審査担当者への添付書類等の配付	リ　（同左）
２　上記１ハからトまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。	２　上記１ハからチまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。
３　（省略）	３　（同左）
B　航空システムを使用した輸入申告等	B　航空システムを使用した輸入申告等
１　区分２又は区分３として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。 なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続	１　区分２又は区分３として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。 なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続

新旧対照表

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。	等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。 また、統括監視官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官（下記のニに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなるので留意する。
イ　（省略）	イ　（同左）
ロ　審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（検査担当の統括監視官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示	ロ　審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（統括監視官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示
	ハ　区分３として選定された輸入申告等（上記ロにより区分３に変更されたものを含む。）に係る貨物について、監視部による検査の対象となる貨物の一次選定（統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。）及び監視部への通報
ハ　貨物確認の要否の決定示	ニ　（同左）
ニ　審査（貨物確認）ポイントの指示	ホ　（同左）
ホ　審査担当者の決定	ヘ　（同左）
ヘ　審査担当者への申告控等の配付	ト　（同左）
２　（省略）	２　（同左）
Ⅳ　（省略）	Ⅳ　（同左）
第４　修正申告及び更正の請求の審査 通関システムを使用して行われた輸入申告（航空システムによる申告にあっては、区分１として選定されたものに限る。）に係る修正申告又は更正の請求の審査において、輸入申告時の状況を調査する場合は、判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。	第４　修正申告及び更正の請求の審査 航空システム又は海上システムを使用して行われた輸入申告（航空システムによる申告にあっては、区分１として選定されたものに限る。）に係る修正申告又は更正の請求の審査において、輸入申告時の状況を調査する場合は、判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。